

4月1日から 国民健康保険が変わります

誰もが安心して医療を受けることができる国民健康保険を
持続可能な制度とするため、大幅な制度の見直しを行います。
これに伴い、国民健康保険税の税率・税額も改定します。
ご理解・ご協力をお願いします。

保険医療課 ☎(45)6330

用語解説

(※1)国民健康保険(国保)

職場の健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、全ての人が加入する健康保険で、国民皆保険制度の大切な役割を担っています。

【対象になる方】

- お店などを経営している自営業の方
- 農業や漁業を営んでいる方
- 退職して職場の健康保険をやめた方
- 3カ月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方(例外あり)

(※2)加入者の減少

加入者減少の要因は、①75歳に到達し、国保から後期高齢者医療制度へ移行する方が増加していること、②平成28年10月の社会保険の適用拡大により、国保から社会保険へ移行する方が増加したことがあります。

国民健康保険の運営は、市単位から県単位に

国民健康保険(※1)以下国保)は、これまで市町村単位で運営していましたが、平成30年度から県単位となり、県と市町村がともに国保運営を担うこととなります。

国保の加入者は、自営業の方や農業を営む方、退職し職場の健康保険をやめた方など高齢者の割合が高いことや、加入者数が減少している(※2)ことなどから不安定な財政運営が問題となっています。

国保の運営を県単位化することは、これらの問題を解消し、安定した運営を図ることを目的としており、国民皆

保険制度を維持するために必要な制度改正なのです。

新たな財政運営の仕組み

国保は、これまで各市町村が医療機関に支払う医療費を加入者からの保険税などにより賄い、財政運営を行ってきました。そのため、急激な医療費の増加などによる財政的なりリスクがありました。

平成30年度以降、各市町村があらかじめ決められた国保事業費納付金(※3)を納めることで、県から医療費を全額交付してもらえるため、安定した運営を行うことができるようになります。

平成30年4月から

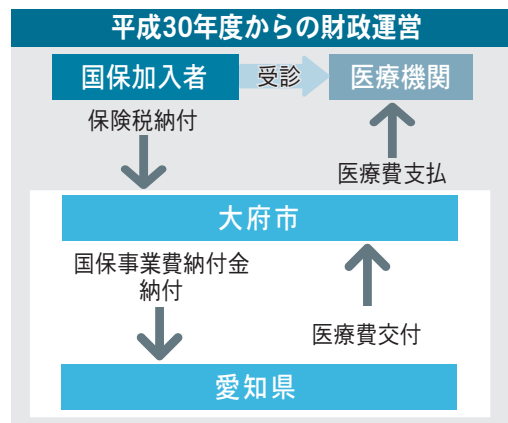
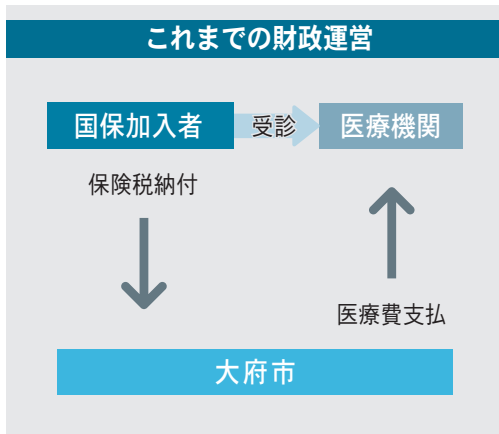
保険証の使い方や窓口の手続きはこれまでと変わりません

現在お持ちの保険証は、これまでどおり病院などの医療機関で使えます。また、保険税の納付や保険証の交付・高額療養費(※4)などの各種申請や届け出も、これまでどおり市役所で行うことができます。

高額療養費の多数回該当(※5)も県単位に

資格の取得・喪失は県単位となり、高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、負担が軽減されます。

これまで他市区町村への転出でリセットされていた高額療養費の多数回該当が、県内の転出(世帯の継続性がある場合)であれば、通算されるようになります。



(※3) 国保事業費納付金

県が医療費などの必要な費用の見込みを立てて、市町村ごとに決定する納付金。

(※4) 高額療養費

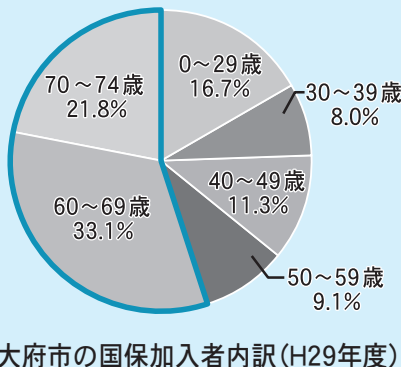
1カ月の医療費の自己負担額が高額になった時、年齢や所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が支給される制度。

(※5) 高額療養費の多数回該当

過去12カ月に高額療養費の支給が4回以上あった場合をいい、自己負担限度額が軽減されます。

【参考】年代別加入者の構成比

年代別に加入者の構成比をみると、60歳以上75歳未満の方が約55%を占めていることがわかります。

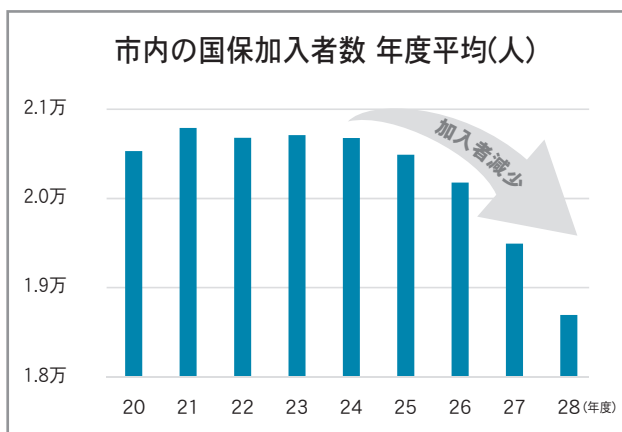


国民健康保険税を 改定します

国保を取り巻くさまざまな問題に対応するため、国民健康保険運営協議会で慎重に審議し、平成30年度の保険税率・税額を次のとおり改定しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

改定の背景

これまでの保険税率・税額は、後期高齢者医療制度が導入された平成20年度に改定されたものでした。これまでの10年間に、高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費が増加す

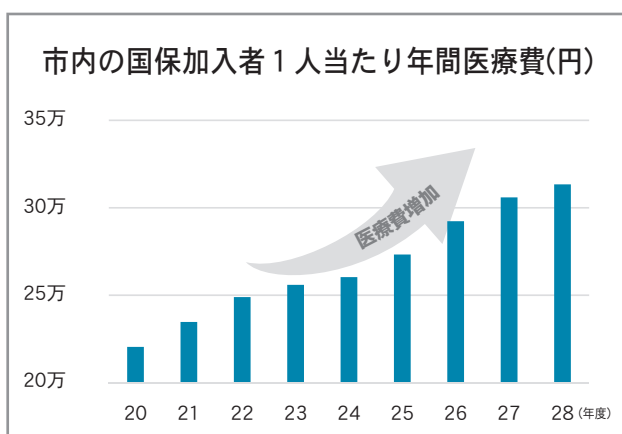


る一方、加入者の減少などにより、国保をとりまく環境は大きく変わり、財政運営は大変厳しいものになっています。

市が抱える課題

① 一般会計からの赤字補填

国保は、福祉・教育・道路整備などの行政サービスのために使う「一般会計」とは別の「特別会計」で運営しています。しかし、近年は、主な収入である保険税の減少により、医療費の支払を賄うことができず、一般会計からの赤字補填を行っている状況が続いています。



一般会計からの赤字補填は、国から将来的な解消を求められています。加入者の急激な負担変動を緩和するために、平成30年度においても維持することとします。

② 資産割(※6)の廃止

資産割は、時代とともに導入当初の意義が失われつつあり、近年、県内の多くの市町村が廃止の動きをとっております。しかし、加入者の急激な負担変動を緩和するために、一度に廃止せず、徐々に縮小することとします。

子育て世帯への 減免制度(※7)の創設

市独自の取り組みとして、平成30年度より、子育て世帯の経済的な負担緩和のため、18歳以下の子どもがいる世帯について保険税の一部減免する制度を創設しました。

7月中旬に 納税通知書を送付します

保険税については、7月中旬に決定し、世帯主に対し通知します。税額の問い合わせは、通知書がお手元に届いてからお願いします。また、税額の試算は、保険医療課窓口まで前年の所得などが分かる資料をお持ちください。

用語解説

(※6) 資産割

固定資産税に応じて計算されるものであり、次の問題点が指摘されています。

- 固定資産税との二重払いと捉えられる
- 市外の固定資産には課税されないため、不公平感がある
- 他の医療保険制度にはない
- 無所得でも課税される

(※7) 子育て世帯への減免制度

世帯にいる18歳以下の子どもについて、1人目の均等割額を2割減免、2人目以降の均等割額を5割減免します。

(※8) 所得割

世帯の加入者の前年中の所得金額に応じて計算されるもの。

(※9) 均等割

世帯の加入者数に応じて計算されるもの。

(※10) 平等割

1世帯にいくらと計算されるもの。世帯の加入者数に関わらず、定額で計算されます。

平成30年度保険税率・税額一覧表 (カッコ内は平成29年度税率・税額)

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分(40～64歳のみ)		備考
	税率	税額	税率	税額	税率	税額	
所得割 (※8)	4.7%	(4.3%)	1.3%	(0.5%)	1.1%	(0.8%)	-
資産割	23%	(30%)	3%	(4%)	3%	(4%)	-
均等割 (※9)	2万3800円	(1万9600円)	7000円	(6000円)	9000円	(同)	1人当たり
平等割 (※10)	2万2000円	(同)	7000円	(同)	7000円	(同)	1世帯当たり

年間保険税額のモデルケース

保険税率・税額の見直しにより、年間の保険税額がどのように変わるのか、モデル世帯で試算しました。
前提条件：固定資産税(都市計画税を除く)を10万円としています。

モデル①

40歳以上の夫婦・18歳以下の子ども2人の4人世帯
※妻・子どもは所得なし

営業所得	保険税額	子育て世帯減免額	減免後保険税額	29年度との差額
100万円	16万5000円	1万900円	15万4100円	↑400円
200万円	28万9200円	1万7400円	27万1800円	↑1万5200円
300万円	39万5600円	2万1600円	37万4000円	↑3万200円
400万円	46万6600円	2万1600円	44万5000円	↑4万5100円

モデル②

65歳以上の夫婦2人世帯
※夫は年金収入のみ、妻は基礎年金のみ

年金収入(年金所得)	保険税額	29年度との差額
79万円(0万円)	5万3100円	↓4900円
168万円(48万円)	6万2100円	↓3100円
200万円(80万円)	9万9500円	↑2900円
250万円(130万円)	15万6600円	↑1万1900円
300万円(180万円)	20万4800円	↑2万100円

実際の計算には、端数処理などが生じます。
具体的な計算方法については、市ホームページをご覧ください。

今回の国保制度改正は制度創設以来の大改正であり、財政運営が県との共同運営となるなど、大きく見直されることとなりました。市では、4月施行の新制度に合わせ、準備を進めてきました。窓口の手続きは従来と変わりませんが、市民の皆さんに直接影響のある部分として、保険税率・税額の改定があります。高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費は増加しており、税率・税額改定は、国保制度を持続可能なものとするために必要です。

なお、税率・税額改定の議論では、皆さんの負担が急激に変わらないことを念頭に置き、減免制度の新設など緩和措置を講じました。今後とも、国民皆保険制度を支える国民健康保険を持続させていくために、皆さんのご理解ご協力をお願いします。



保険医療課 国保年金係
係長 杉江 良輔

制度創設以来の大改正に
ご理解ご協力を